

## 第2 大気汚染関係

(令和8年3月一部改訂)



# I 大気汚染に係る環境基準等

## 1 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) ※1	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO) ※1	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM) ※1	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) ※2	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> ) ※1	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) ※3	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

### 備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離出来る分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※1 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 最終改正：令和8年1月30日 環境省告示第8号

※2 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号

※3 平成21年9月9日 環境省告示第33号

## 2 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素（NMHC）の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（昭和51年8月17日環大企第220号）

### 3 有害大気汚染物質に係る環境基準※

物質名	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

#### 備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることをかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨としてその維持又は早期達成に努めるものとする。

※ 平成9年2月4日 環境庁告示第4号 最終改正：平成30年11月19日 環境省告示第100号

### 4 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質名	指針値（年平均値）	備考
アクリロニトリル	2 µg/m <sup>3</sup>	平成15年9月30日環管総発第030930004号
塩化ビニルモノマー	10 µg/m <sup>3</sup>	
水銀及びその化合物	0.04 µgHg/m <sup>3</sup>	
ニッケル化合物	0.025 µgNi/m <sup>3</sup>	
クロロホルム	18 µg/m <sup>3</sup>	平成18年12月20日環水大総発第061220001号
1,2-ジクロロエタン	1.6 µg/m <sup>3</sup>	
1,3-ブタジエン	2.5 µg/m <sup>3</sup>	
ヒ素及びその化合物	6 ngAs/m <sup>3</sup>	平成22年10月15日環水大総発第101015002号
マンガン及びその化合物	0.14 µgMn/m <sup>3</sup>	平成6年5月1日環水大総発第1405011号
塩化メチル	94µg/m <sup>3</sup>	令和2年8月20日環水大総発第2008201号
アセトアルデヒド	120µg/m <sup>3</sup>	

## II 特定施設、排出基準等

### 1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設・水銀排出施設・粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設

#### (1) ばい煙に係る排出基準

##### ア いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度とし、次の式によって算出したいおう酸化物の量とする。

表 地域の区分ごとに掲げる値

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

区 域	K の値
荒尾市の区域	6.0
八代市（旧八代市の区域）の区域、 芦北町（旧田浦町の区域）、水俣市の区域	11.5
熊本市の区域（旧飽託郡 4 町・旧富合町・旧植木町・旧城南町を除く）	14.5
その他の区域	17.5

この表に掲げる「旧」を付けた町村の名称及び地域は、各市町の昭和 51 年 11 月 16 日以降の市町村合併以前の町村名及びその地域とする。

この式において  $q$ 、 $K$  及び  $\text{He}$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  いおう酸化物の量（単位：温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$K$  法第三条第二項第一号の政令で定める地域ごとに規則別表第一に掲げる値（上表）

$\text{He}$  次の式によって補正された排出口の高さ（単位：メートル）とし、煙突に傘のあるものを除く。

$$\text{He} = \text{Ho} + 0.65(\text{Hm} + \text{Ht})$$

$$\text{Hm} = \frac{0.795\sqrt{V \cdot Q}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$\text{Ht} = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1,460 - 296 \cdot \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式においては、 $\text{He}$ ・ $\text{Ho}$ ・ $Q$ ・ $V$  及び  $T$  はそれぞれ次の値を表わすものとする。

- He 補正された排出口の高さ（単位：メートル）
- Ho 排出口の実高さ（単位：メートル）
- Q 温度 15 度における排出ガス量（単位：立方メートル毎秒）
- V 排出ガスの排出速度（単位：メートル毎秒）
- T 排出ガスの温度（単位：絶対温度）

※ ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関及びガソリン機関のうち、「非常用施設」については、当分の間、排出基準は適用しない。（施行規則附則 昭和 62 年 11 月 6 日 総理府令第 53 号、平成 2 年 12 月 1 日 総理府令第 58 号）

##### イ ばいじんの排出基準

ばいじんの排出基準は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき、表①のばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、それぞればいじんの排出基準の欄に掲げるばいじん量のとおりとする。

##### ウ 有害物質の排出基準

有害物質（特定有害物質を除く。）の排出基準は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートルにつき、表②から表⑤の有害物質の種類ごと及びばい煙発生施設の種類及び規模ごとにそれぞれの排出基準の欄に掲げるとおりとする。

##### エ 小型ボイラーに係る排出基準（施行規則附則 昭和 60 年 6 月 6 日 総理府令第 31 号）

伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>未満の小型ボイラーに係る排出基準は、表⑥のとおりとする。

表① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及びばいじんの排出基準（小型ボイラーを除く）

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（新設・既設：g/Nm <sup>3</sup> ）					有害物質	
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 (万Nm <sup>3</sup> /h)	新設	既設 *は備考 3参照	On	備考		
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	1	ガスを専焼させるもの（番号 5 のものを除く。）	4～ ～4	0.05 0.10	0.05 0.10	5	排出ガス量が1万立 Nm <sup>3</sup> /h 未満のものは当分の間 On=Os	8) ※1	
			2	重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（番号 5 のものを除く。）	20～ 4～20 1～4 ～1	0.05 0.15 0.25 0.30	*0.07 *0.18 0.25 0.30	4			
			3	紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（番号 5 のものを除く。）	20～ 4～20 ～4	0.15 0.25 0.30	*0.20 *0.35 *0.35	Os			
			4	石炭を燃焼させるもの（番号 5 のものを除く。）	20～ 4～20 ～4	0.10 0.20 0.30	*0.15 *0.25 *0.35	6			
			5	区分 8 の触媒再生塔に附属するもの	—	0.20	*0.30	4			当分の間 On=Os
			6	番号 1～5 以外のもの	4～ ～4	0.30 0.30	0.30 *0.40	6			
			附	石炭（5 千 kcal/kg 以下のもの）を燃焼させるもの	—		0.45	6			
			2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭またはコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又は、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	7	ガス発生炉	—			0.05
8	加熱炉	—				0.10	0.10	7			

（次ページに続く）

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（新設・既設：g/Nm <sup>3</sup> ）					有害物質
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 (万 Nm <sup>3</sup> /h)	新設	既設 *は備考 3参照	On	備考	
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	9	焙 焼 炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os		8) ※1
			10	焼結炉のうち、フェロマンガンの製造の用に供するもの	—	0.20	0.20	Os		
			11	焼結炉のうち番号10以外のもの	—	0.15	0.15	Os		
			12	煨 焼 炉	4～ ～4	0.20 0.25	*0.25 *0.30	Os		
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	13	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	0.05	Os		8) ※1
			14	溶鉱炉のうち番号13以外のもの	—	0.15	0.15	Os		
			15	燃 焼 型 のもの	—	0.10	*0.13	Os		
				燃 焼 型 を除く	—	0.10	0.10	Os		
16	平 炉	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	Os					
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか羽口断面面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるかバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	17	溶 解 炉	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20 *0.30	Os	*印は、アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	8) ※1
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	18	加 熱 炉	4～ ～4	0.10 0.20	*0.15 *0.25	11	当分の間 On=Os	8) ※1	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	19	加 熱 炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15 *0.18	6	*印は潤滑油の製造の用に供する1万Nm <sup>3</sup> /h未滿のもの	8) ※1	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	解媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	20	触 媒 再 生 塔	—	0.20	*0.30	6		8) ※1
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。	21	燃 焼 炉	—	0.10	0.10	8		8) ※1

（次ページに続く）

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（新設・既設：g/Nm <sup>3</sup> ）					有害物質
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 (万 Nm <sup>3</sup> /h)	新設	既設 *は備考 3参照	On	備考	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	22	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	—	0.40	0.40	15	当分の間 On=Os	8) ※1 ※2
			23	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち番号22以外のもの	—	0.30	0.30	15		
			24	焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	—	0.10	0.10	10		
			25	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	18		
			26	焼成炉のうち番号22から25に掲げるもの以外のもの	4～ ～4	0.15 0.25	0.15 0.25	15		
			27	熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	15		
			28	熔融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 *0.30	16		
			29	熔融炉のうち番号27、28に掲げるもの以外のもの	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	15		
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	同上	30	反応炉及び直火炉	4～ ～4	0.15 0.20	0.15 0.20 *0.30	6	当分の間 On=Os *印は、活性炭の製造の用に供する1万Nm <sup>3</sup> /h未満のもの	8) ※1
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	同上	31	骨材乾燥炉	2～ ～2	0.50 0.50	0.50 *0.60	16	直接熱風乾燥炉はOn=Os	8) ※1
			32	番号31以外の乾燥炉	4～ 1～4 ～1	0.15 0.20 0.20	0.15 *0.30 *0.35	16	直接熱風乾燥炉はOn=Os	

（次ページに続く）

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（新設・既設：g/Nm <sup>3</sup> ）					有害物質
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 (万 Nm <sup>3</sup> /h)	新設	既設 *は備考 3参照	On	備考	
2	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1000 キロボルトアンペア以上であること。	33	合金鉄（珪素の含有率が 40 パーセント以上のものに限る。）の製造の用に供するもの	—	0.20	0.20	Os		
			34	合金鉄の製造の用に供するもの（番号 33 に掲げるものを除く。）及びカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	0.15	Os		
			35	番号 33、34 に掲げるもの以外のもの	—	0.10	0.10	Os		
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。	36	焼却能力 4,000kg/時以上	—	0.04	0.08	12	7)の計算式によりばいじんの量を算出 12)	8) ※1 ※2
				2,000 ～ 4,000kg/時	—	0.08	0.15			
				2,000kg/時未満	—	0.15	0.25			
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。	38	焙 焼 炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os		8) ※1 ※2
			39	焼 結 炉	—	0.15	0.15	Os		
			40	溶 鉱 炉	—	0.15	0.15	Os		
			41	転 炉	—	0.15	0.15	Os		
			42	溶 解 炉	4～ 1～4 ～1	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 *0.30	Os		
			43	乾 燥 炉	4～ ～4	0.15 0.20	{ 0.15 *0.18 *0.30	16	4 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上の*印は気流搬送型のものに限る 直接熱風乾燥炉は On=Os	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であること。				—	—			8) ※2
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。				—	—			8) ※2
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽					—	—			8) ※2

（次ページに続く）

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（新設・既設：g/Nm <sup>3</sup> ）					有害物質
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 (万 Nm <sup>3</sup> /h)	新設	既設 *は備考 3参照	On	備考	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること	44	反応炉	—	0.30	0.30	6		8) ※1 ※2
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。				—	—			8) ※2
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 キロアンペア以上であること。	45	電解炉	—	0.05	0.05	Os		8) ※2
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	46	焼成炉	—	0.15	0.15	15		8) ※1 ※2
			47	溶解炉	—	0.20	0.20	Os		
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が 1 キロワット以上であること。				—	—			8) ※2
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	48	乾燥炉	—	0.10	0.10	16	直接熱風乾燥炉は On=Os	8) ※1 ※2
			49	焼成炉	—	0.15	0.15	15		
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。	50	溶解炉	4～ ～4	0.10 0.20	0.10 0.20	Os		8) ※1 ※2

（次ページに続く）

区分	ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設				ばいじんの排出基準（新設・既設：g/Nm <sup>3</sup> ）					有害物質
	種類	規模	番号	施設	排ガス量 (万 Nm <sup>3</sup> /h)	新設	既設 *は備考 3参照	On	備考	
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	51	溶解炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os		8) ※1 ※2
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットルであるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	52	溶解炉	4～ ～4	0.10 0.15	0.10 0.15	Os		8) ※1 ※2
			53	反射炉	—	0.10	0.10	Os		
			54	反応炉（硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。）	—	0.05	0.05	6	鉛酸化物の製造の用に供するものは On=Os	
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。			—	—			8) ※1	
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。	55	コークス炉	—	0.15	0.15	7		8) ※1
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	56	ガスタービン	—	0.05	0.05	16	当分の間既設のものには適用しない。	8) ※3
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	57	ディーゼル機関	—	0.10	0.10	13	当分の間既設のものには適用しない。	8) ※3
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であること。	58	ガス機関	—	0.05	0.05	0		8) ※4
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であること。	59	ガソリン機関	—	0.05	0.05	0		8) ※4

#### 備考

- 1) 新設とは、昭和 57 年 6 月 1 日以後に設置のものをいう（施行規則附則 昭和 57 年 5 月 28 日総理府令第 24 号）。ただし、ガスタービン、ディーゼル機関にあつては、昭和 63 年 2 月 1 日以後に設置のものをいう（施行規則附則 昭和 62 年 11 月 6 日 総理府令第 53 号）。また、廃棄物焼却炉については平成 10 年 7 月 2 日以後に設置のものをいう（施行規則附則 平成 10 年 4 月 10 日 総理府令第 27 号）。備考 12 を参照のこと。
- 2) 既設とは、昭和 57 年 5 月 31 日までに設置のものをいう。ただし、ガスタービン、ディーゼル機関にあつては、昭和 63 年 1 月 31 日までに設置のものをいう。廃棄物焼却炉については平成 10 年 7 月 1 日までに設置のものをいう。備考 12 を参照のこと。
- 3) \*印の値は、既設のものについて、昭和 59 年 7 月 1 日以後当分の間適用する基準値である。
- 4) 熱源として電気を使用する施設はすべて、On=Os とする。
- 5) この表のばいじんの排出基準に掲げるばいじんの量は、規格 Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん（1 時間につき合計 6 分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 6) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。

（次ページに続く）

7) ばいじんの量は次式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、On、Os 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C ばいじんの量 (単位 グラム)
- On 施設ごとに定められた値 (表①中 On の欄に記載された値)
- Os 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が 20 パーセントを超える場合にあっては、20 パーセントとする。) (単位 百分率)
- Cs 日本産業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 グラム)

8) 上の表中、有害物質の欄の※印は次のとおりである。

- ※ 1 窒素酸化物の排出基準 (表③) 適用
- ※ 2 窒素酸化物以外の有害物質の排出基準 (表②) 適用
- ※ 3 窒素酸化物の排出基準 (表④) 適用
- ※ 4 窒素酸化物の排出基準 (表⑤) 適用

9) 29 ガスタービン、30 ディーゼル機関、31 ガス機関及び 32 ガソリン機関のうち電気工作物に該当するものについての届出先は九州産業保安監督部になる。(電気事業法に基づく届出)

10) 29 ガスタービン、30 ディーゼル機関、31 ガス機関及び 32 ガソリン機関のうち、「非常用施設」については、当分の間、排出基準は適用しない。(施行規則附則 昭和 62 年 11 月 6 日 総理府令第 53 号、平成 2 年 12 月 1 日 総理府令第 58 号)

11) 重油換算の方法

(1) 区分 31、32 の施設について (平成 2 年 12 月 1 日 環大規第 384 号)

ア 気体燃料の場合の重油換算量 (L/h) =  $\frac{\text{気体燃料の総発熱量 (kcal/Nm}^3\text{)}}{\text{重油の発熱量 (9,600kcal)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (Nm}^3\text{/h)}$

イ 液体燃料の場合の重油換算量 (L/h) = 液体燃料の燃焼能力 (L/h)

(2) その他の施設について (昭和 46 年 8 月 25 日 環大企第 5 号)

ア 気体 (固体) 燃料の場合、気体 1.6 m<sup>3</sup> (固体 1.6 kg) を重油 1.0 L とする。

イ 液体燃料の場合、液体 1.0 L を重油 1.0 L とする。

12) 廃棄物焼却炉の排出基準については、平成 10 年 4 月 10 日に大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、平成 10 年 7 月 2 日以降に設置 (設置の工事が着手されているものを除く) のものを新設とし、新設分は平成 10 年 7 月 2 日から、既設分は平成 12 年 4 月 1 日から排出基準が適用される。(施行規則附則 平成 10 年 4 月 10 日 総理府令第 27 号)

13) ばい煙発生施設の排ガス量は湿りガス量で判断し、ばい煙濃度は乾きガス量で計算する。

表② ばい煙発生施設及び有害物質（窒素酸化物を除く）の排出基準

区分	有害物質の種類	表①の区分	ばい煙発生施設の種類	排出基準 (mg/Nm <sup>3</sup> )
1	カドミウム及びその化合物	9	表①の区分9に掲げる施設のうちガラス又は、ガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの	1.0
		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	
		15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	
2	塩素及び塩化水素	16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	塩素 30 塩化水素 80
		17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
		18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	
		19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	
3	塩化水素	13	廃棄物焼却炉	700
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	表①の区分9に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの	10
		21	表①の区分21に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）	
		22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	
		23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	1.0 (3.0)
		20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	
		21	表①の区分21に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
		21	表①の区分21に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及びその化合物	9	表①の区分9に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
		14	表①の区分14に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	10
		24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	
		25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	
		26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	
		14	表①の区分14に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	

## 備 考

- 1) この表の排出基準に掲げる有害物質の量は、カドミウム、鉛及びその化合物にあつては、日本産業規格 Z8808 に定める方法により採取し、日本産業規格 K0083 によりカドミウム又は鉛として測定される量として、塩素にあつては、日本産業規格 K0106 に定める方法により測定される量として、塩化水素にあつては日本産業規格 K0107 に定める方法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては日本産業規格 K0105 に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1 時間につき合計 6 分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 2) この表の区分 3 に掲げる塩化水素の量（表①の区分 13 に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O<sub>s</sub> 及び C<sub>s</sub> は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

C<sub>s</sub> 日本産業規格 K0107 に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）

- 3) 排出基準の（ ）内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量とする。
- 4) 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。

表③ 窒素酸化物に係る排出基準（小型ボイラーを除く）（抜粋）

施設の種 類 及 び 規 模 (単位: 万Nm <sup>3</sup> /h)		排出基準値 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 及び適用年月日							備考
		On	施設設置年月日	S48.8.9	S48.8.10 S50.12.9	S50.12.10 S52.6.17	S52.6.18 S54.8.9	54.8.10	
1	ガス専焼	5							
	50～		130	130	100	60	60		
	10～50		130	130	100	100	100		
	4～10		130	130	130	100	100		
	1～4		150	150	130	130	130		
	0.5～1		150	150	150	150	150		
	～0.5		150	150	150	150	150		
ボ イ ラ ー	個体燃焼	6					S54.8.10 S58.9.9	S58.9.10 S62.3.31	S62.4.1
	70～		400	300	300	300	300	300	200
	50～70		420	300	300	300	300	300	250
	20～50		420	350	300	300	300	300	250
	4～20		450	350	300	300	300	300	250
	0.5～4		450	380	350	350	350	350	300
	～0.5		480	480	380	480	380	350	300
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石炭燃焼用の散布式ストーカ型のもの（排出ガス量4万Nm<sup>3</sup>/h以上10万Nm<sup>3</sup>/h未満でS58.9.10以後に設置したものに限る）に限り当分の間320とする。</li> <li>・排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/h未満のものについて流動層燃焼式方式のものに限り、S58.9.10からS59.9.9に設置された施設は360とする。</li> </ul>									

(次ページに続く)

施設の種類及び規模 (単位: 万 Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (cm <sup>3</sup> /N m <sup>3</sup> ) 及び適用年月日						備考		
	On	施設設置年月日	{ S48.8.9	S48.8.10 { S50.12.9	S50.12.10 { S52.6.17	S52.6.18 { S54.8.9		S54.8.10 {	
1 ボイラー	排脱付液体燃焼 (原油タール) (100万未満に限る)	4	50 ~ 100	210	180	150	130	130	S52.9.10 前に設置された排ガス量が0.5万 Nm <sup>3</sup> /h 未満の過負荷燃焼型を除く。
	10 ~ 50		210	180	150	150	150		
	4 ~ 10		280	180	150	150	150		
	1 ~ 4		280	280	150	150	150		
0.5 ~ 1	280	280	280	280	280	180	180	~52.9.9 280	
~ 0.5	280	280	280	280	280	180	180	52.9.10~ 180	
液体燃焼 (原油タールで前記排脱付を除く。)	4	50 ~ 100	180	180	150	130	130	S52.9.10 前に設置された排ガス量が0.5万 Nm <sup>3</sup> /h 未満の過負荷燃焼型を除く。	
10 ~ 50		190	180	150	150	150			
4 ~ 10		250	180	150	150	150			
1 ~ 4		250	250	150	150	150			
0.5 ~ 1	250	250	250	250	250	180	180	~52.9.9 250	
~ 0.5	250	250	250	250	250	180	180	52.9.10~ 180	
排脱付液体燃焼 (100万未満のものに限る。原油タールを除く。)	4	50 ~ 100	210	180	150	130	130	S52.9.10 前に設置された排ガス量が0.5万 Nm <sup>3</sup> /h 未満の過負荷燃焼型を除く。	
10 ~ 50		210	180	150	150	150			
4 ~ 10		210	180	150	150	150			
1 ~ 4		250	250	150	150	150			
0.5 ~ 1	280	280	280	280	280	180	180	~52.9.9 280	
~ 0.5	280	280	280	280	280	180	180	52.9.10~ 180	
液体燃焼 (前記液体ボイラーをすべて除く。)	4	50 ~ 100	180	180	150	130	130	S52.9.10 前に設置された排ガス量が0.5万 Nm <sup>3</sup> /h 未満の過負荷燃焼型を除く。	
10 ~ 50		190	180	150	150	150			
4 ~ 10		190	180	150	150	150			
1 ~ 4		230	230	150	150	150			
0.5 ~ 1	250	250	250	250	250	180	180	~52.9.9 250	
~ 0.5	250	250	250	250	250	180	180	52.9.10~ 180	
2 ガス発生炉・ガス加熱炉	ガス発生炉及び加熱炉 (次項に掲げるもの以外のもの)	7		170	170	170	170	150	
	ガス発生炉のうち、水素の製造の用に供するもの (天井バーナー燃焼方式の物に限る)		360	360	360	360	150		

(次ページに続く)

施設の種類及び規模 (単位：万Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 及び適用年月日						備考	
	On	施設設置年月日	{ S48.8.9	{ S48.8.10 S50.12.9	{ S50.12.10 S52.6.17	{ S52.6.18 S54.8.9		{ S54.8.10
3 焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉 (表①区分14に掲げるものを除く。)	14	250	250	250	250	220	
	ペレット焼成炉 (ガスを燃焼させるものに限る) 1～ ～1	15	540 540	540 540	540 540	220 540	220 220	
	ペレット焼成炉 (前項以外) 1～ ～1	15	330 300	330 300	330 300	220 300	220 220	
	焼結炉 (前2項以外) 10～ 1～10 ～1	15	260 270 300	260 270 300	260 270 300	220 220 300	220 220 220	
	煨焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの 1～ ～1	10	350 350	350 350	350 350	200 350	220 200	
	煨焼炉 (前項以外)	10	200	200	200	200	200	
4 溶鉱炉・転炉・平炉	溶鉱炉	15	120	120	120	120	100	
5 金属溶解炉	金属溶解炉 (キューボラを除く)	12	200	200	200	200	180	
6 金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	ラジアントチューブ型 10～ 1～10 0.5～1 ～0.5	11	200 200 200 200	200 200 200 200	100 150 150 200	100 150 150 180	100 150 150 180	
	鍛接鋼管用 10～ 1～10 0.5～1 ～0.5	11	— — — —	— — — —	100 — — —	100 180 150 180	100 180 150 180	
	前記以外のもの 10～ 1～10 0.5～1 ～0.5	11	160 170 170 200	160 170 170 200	100 150 170 200	100 130 150 180	100 130 150 180	

(次ページに続く)

施設の種類 及び規模 (単位: 万 Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 及び適用年月日						備考	
	On	施設 設置 年月日	}	S48.8.10	S50.12.10	S52.6.18		S54.8.10
				S48.8.9	S50.12.9	S52.6.17		S54.8.9
7 石 油 加 熱 炉	排脱付のもの 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170	170	100	100	100	
			180	170	150	130	130	
			190	190	190	150	150	
			200	200	200	180	180	
	エチレン分解炉 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170	170	100	100	100	
			180	180	150	130	130	
	180		180	180	150	150		
	200		200	200	180	180		
エチレン分解炉のうち 炉床式バーナーを 有するもの 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170	170	100	100	100		
		280	280	150	130	130		
		180	180	180	150	150		
		200	200	200	180	180		
エチレン独立過熱炉 10 ~ 4 ~ 10 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170	170	100	100	100		
		180	180	100	100	100		
		180	180	150	130	130		
		180	180	180	150	150		
エチレン独立過熱炉 又はメタノール改質 炉のうち空気予熱器 を有するもの 10 ~ 4 ~ 10 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170	170	100	100	100		
		430	430	100	100	100		
		180	180	150	130	130		
		180	180	180	150	150		
前記以外のもの 4 ~ 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170	170	100	100	100		
		180	170	150	130	130		
		180	180	180	150	150		
		200	200	200	180	180		
8 触 媒 再 生 塔	触媒再生塔	6	300	300	300	300	250	
8 の 2 燃 焼 炉	燃焼炉	8	300	300	300	300	250	

(次ページに続く)

施 設 の 種 類 及 規 模 (単位：万 Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 及び適用年月日						備 考	
	On	施 設 置 年 月 日	}	S48.8.10	S50.12.10	S52.6.18		S54.8.10
				S48.8.9	S50.12.9	S52.6.17		S54.8.9
9 窯業焼成炉・溶解炉	石灰焼成炉 (ガス燃焼のロータリーキルンに限る。)	15	300	300	300	300	250	* 専ら酸素を用いて燃焼を行うものに限る
	セメント焼成炉 (湿式) 10 ~ ~ 10	10	— —	— —	250 —	250 300 350	250 350	
	セメント焼成炉 (湿式を除く。) 10 ~ ~ 10	10	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350	
	耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	18	450	450	450	450	400	
	熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	15	400	400	400	400	360	
	熔融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	16	900 (800)*	900 (800)*	900 (800)*	900 (800)*	800	
	熔融炉(ガラスの製造の用に供するものに限る。)のうち前2項に掲げるもの以外のもの	15	500	500	500	500	450	
	前記以外のもの	15	200	200	200	200	180	
10 反応炉・直火炉	反応炉のうち硫酸カリウム製造の用に供するもの	6	250	250	250	250	180	
	反応炉のうち硫酸の製造の用に供するもの(窒素酸化物を触媒とするものに限る)	15	700	700	700	700	180	
	反応炉・直火炉(前2項に掲げるもの以外)	6	200	200	200	200	180	
11 乾燥炉	乾燥炉	16	250	250	250	250	230	

(次ページに続く)

施設の種類 及び規模 (単位：万 Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準値 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 及び適用年月日						備考	
	On	施設 設置 年月日	}	S48.8.10	S50.12.10	S52.6.18		S54.8.10
				S48.8.9	S50.12.9	S52.6.17		S54.8.9
13 廃棄物焼却炉	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉に限る) 4 ~ ~ 4	12	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	
	ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの(排出ガス量が四万立方メートル未満の連続炉に限る。)	12	900	900	900	900	700	
	焼却炉 (連続炉、前2項に掲げるもの以外) 4 ~ ~ 4	12	300 300	300 300	300 300	250 300	250 250	
	焼却炉 (連続炉以外) (4万以上に限る。)	12	—	—	—	250	250	
14 銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉等	銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉	14	250	250	250	250	220	
	銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する焼結炉	15	300	300	300	300	220	
	溶鋳炉のうち亜鉛の精錬の用に供する鋳滓処理炉 (石炭、コークスを燃料、還元剤として使用するものに限る)	15	450	450	450	450	450	
	銅、鉛、亜鉛の精錬の用に供する溶鋳炉 (前項に掲げるもの以外)	15	120	120	120	120	100	
	溶鋳炉のうち亜鉛精錬の用に供する立型蒸溜炉	15	230	230	230	230	100	
	溶解炉のうち銅の精錬の用に供する精製炉 (アンモニアを還元剤として使用するものに限る)	12	330	330	330	330	330	
	溶解炉(前項に掲げるもの以外)	12	200	200	200	200	180	
乾燥炉	16	200	200	200	200	180		

(注) その他の施設については、大気汚染防止法施行規則別表第3の2及び附則(昭和54年8月2日総令37)を確認のこと。

(次ページに続く)

表④ガスタービン、ディーゼル機関の新設施設に係る NOx 排出基準

施設の種類 及び規模			排出基準値 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 及び適用年月日				備考
			On	施設 設置 年月日	S63. 2. 1 } H1. 7.31	H1. 8. 1 } H3. 1.31	
ガスタービン	ガス 専焼	排ガス量 45,000N m <sup>3</sup> /h 以上	16	70	70	70	
		排ガス量 45,000N m <sup>3</sup> /h 未満	16	90	70	70	
	液体 専焼	排ガス量 45,000N m <sup>3</sup> /h 以上	16	100	100	70	
		排ガス量 45,000N m <sup>3</sup> /h 未満	16	120	100	70	
ディーゼル機関	(大 型)	シリンダー 内径 400 mm 以上	13	1,600	1,400	1,200	H3 年 2 月 1 日以降適 切な時期に 950ppm とする。
	(小 型)	シリンダー 内径 400 mm 未満	13	950	950	950	

- (注) 1. 昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された施設については、当分の間、適用しない。  
 2. ガスタービン・ディーゼル機関のうち、「非常用施設」については、当分の間、排出基準は適用しない。(施行  
 規則附則 昭和 62 年 11 月 6 日 総理府令第 53 号)

窒素酸化物の量は次式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - \text{On}}{21 - \text{Os}} \cdot \text{Cs}$$

- この式において、C、On、Os 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。
- C 窒素酸化物の量 (単位 立方センチメートル)
  - On 施設ごとに定められた値 (表③中 On の欄に記載された値)
  - Os 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が 20 パーセントを超える場合にあっては、20 パーセントとする。) (単位 百分率)
  - Cs 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したものの。(単位 立方センチメートル)

表⑤ ガス機関、ガソリン機関の新設施設に係る NOx 排出基準

施設の種類 及び規模	排出基準値 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 及び適用年月日				
	On	施設 設置 年月日	H3. 1.31	H3. 2. 1 H6. 1.31	H6. 2. 1
ガス機関又は ガソリン機関	0		2,000	1,000	600

備考

- 1) 「非常用施設」については、当分の間、排出基準は適用しない。(施行規則附則 平成 2 年 12 月 1 日 総理府令第 58 号)

表⑥ 小型ボイラーに係る排出基準

設置区分	ボイラーの種類 ばい煙項目	大気汚染防止法対象	熊本県生活環境の保全等に関する条例対象
		伝熱面積が 10m <sup>2</sup> 未満で、燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/h 以上のボイラー	伝熱面積が 10m <sup>2</sup> 未満で、燃料の燃焼能力が重油換算 25 リットル/h 以上 50 リットル/h 未満のボイラー
昭和 60 年 9 月 9 日以前に設置したもの	硫黄酸化物 ばいじん 窒素酸化物	当分の間基準を適用しない。	当分の間基準を適用しない。 (窒素酸化物については基準なし)
昭和 60 年 9 月 10 日以降に設置したもの	硫黄酸化物 ばいじん	K 値 規 制 ① 燃料が、ガス・灯油・軽油・A 重油の場合 当分の間基準を適用しない。 ② その他の燃料の場合 0.3g/Nm <sup>3</sup> (ただし、平成 2 年 9 月 9 日までに設置したものは当分の間 0.5g/Nm <sup>3</sup> )	K 値 規 制 ① 燃料が、ガス・灯油・軽油・A 重油の場合 当分の間基準を適用しない。 ② その他の燃料の場合 液体燃料 0.3g/Nm <sup>3</sup> その他 0.5g/Nm <sup>3</sup> (ただし、平成 2 年 9 月 9 日までに設置したものは液体燃料も当分の間 0.5g/Nm <sup>3</sup> )
	窒素酸化物	① 燃料が、ガス・灯油・軽油・A 重油の場合 当分の間基準を適用しない。 ② その他の燃料の場合 液体燃料 260 cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> (ただし、平成 2 年 9 月 9 日までに設置したものは当分の間 300 cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ) 固体燃料 350 cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup>	基 準 な し

(施行規則附則 昭和 60 年 6 月 6 日 総理府令第 31 号、昭和 60 年 6 月 10 日環大規 151 号、条例施行規則附則 平成元年 5 月 23 日規則第 36 号)

表⑦ ばい煙量等の測定義務（水銀等の測定については、(2)-2 水銀等の測定義務に記載）

ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し<sup>1)</sup>、その結果を記録し、これを保存しておかなければならない。なお、測定結果は、ばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存することとする。

施設及び測定回数

測定項目	測定対象施設	測定回数	測定方法
硫黄酸化物	排出口から大気中に排出されるばい煙（硫黄酸化物）の量が10Nm <sup>3</sup> /h以上	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上	大気汚染防止法施行規則別表第1備考に掲げる方法
ばいじん	1 ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関並びにガス発生炉 <sup>3)</sup> 及び燃料電池用改質器	5年に1回以上	大気汚染防止法施行規則別表第2備考に掲げる方法
	2 排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h未満の施設（廃棄物焼却炉を除く。）、廃棄物焼却炉のうち焼却能力が4,000kg/h未満のもの	年2回以上 <sup>2)</sup>	
	3 1及び2に掲げる施設以外のもの	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上	
有害物質	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h以上の施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上	大気汚染防止法施行規則別表第3備考に掲げる方法
	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h未満の施設	年2回以上 <sup>2)</sup>	
窒素酸化物	1 水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉のうち水蒸気改質方式の改質器及び燃料電池用改質器	5年に1回以上	大気汚染防止法施行規則別表第3の2備考に掲げる方法
	2 排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h未満の施設(1に掲げる施設を除く。)	年2回以上 <sup>2)</sup>	
	3 1、2に掲げる施設以外のもの	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上	

備考

- 1) ばい煙量等の測定は、ばい煙排出者が排出基準又は総量規制基準の遵守状況を確認するために義務付けているものであるため、規則第15条において当該測定の対象を排出基準又は総量規制基準が定められたばい煙とすることとする。（平成23年3月16日 環大大発第110316001号）
- 2) 測定回数が年2回以上と規定されているものについては、1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6ヶ月以上の施設の場合、年1回以上とする。
- 3) 表①の番号1の項、56の項及び58の項に掲げるばい煙発生施設並びに同表7の項に掲げるガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力一気圧の下における水素の製造能力が毎時1,000m<sup>3</sup>未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）に係るばい煙の測定頻度は5年に1回以上とする。（平成29年1月6日 環水大大発第1701061号）

(2) 水銀排出施設に係る基準

「水銀に関する水俣条約」（平成 29 年 8 月 16 日発効）の的確かつ円滑な実施を確保するため、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 41 号）をはじめとする関連法令等が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から水銀大気排出規制が開始されました。

(2)-1 水銀排出施設及び水銀等の排出基準

表⑧ 水銀排出施設及び水銀等の排出基準

項 番 号	対象施設	対象規模	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )		On (%)
			新規	既存	
1	小型石炭混焼ボイラー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるもの ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 10 万 L 未満のもの。	10	15	6
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上のもの。	8	10	6
3	銅又は金の一次精錬	①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の 3 項③に掲げるものを除く。）	15	30	Os
		②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の 3 項③に掲げるものを除く。）			
		③銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉			

(次ページに続く)

項 番 号	対象施設	対象規模	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )		On (%)		
			新規	既存			
4	鉛又は亜鉛の一次精錬	①金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、及び平炉（この表の4項③に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間あたり1トン以上であるもの。	30	50	Os	
		②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の4項③に掲げるものを除く。）					火格子面積が $1\text{m}^2$ 以上であるか、羽口面断面積が $0.5\text{m}^2$ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。
		③鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉					原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が $0.5\text{m}^2$ 以上であるか、羽口面断面積が $0.2\text{m}^2$ 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬	①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の5項③及び5項⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間あたり1トン以上であるもの。	50	300 または 400 ※	Os	
		②金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の5項③、5項④及び5項⑤に掲げるものを除く。）					火格子面積が $1\text{m}^2$ 以上であるか、羽口面断面積が $0.5\text{m}^2$ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。

(次ページに続く)

項 番 号	対象施設		対象規模	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )		On (%)
				新規	既存	
5	銅、鉛又は 亜鉛の 二次精錬	③銅、鉛又は亜鉛の精錬 の用に供する焙焼炉、焼 結炉（ペレット焼成炉を 含む。）、溶鋳炉（溶鋳 用反射炉を含む。）、転 炉、溶解炉（専ら粗銅、 粗鉛又は蒸留亜鉛を原 料とする溶解炉を除く。）及び乾燥炉（この 表の5項⑤に掲げるもの を除く。）	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上 であるか、火格子面積が $0.5\text{m}^2$ 以上であるか、 羽口面断面積が $0.2\text{m}^2$ 以上であるか、又はバー ナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間 当たり 20L 以上であるもの。	50	300 また は 400 ※	Os
		④鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含ま ない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間 当たり 10L 以上であるか、又は変圧器の定 格容量が 40kVA 以上であるもの。			
		⑤亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気 炉から発生するばいじんであって、 集じん機により集められたものから の亜鉛の回収に限る。）の用に供する 焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び 乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり 0.5 トン以上			
6	金の 二次精錬	①金属の精錬（金を精錬 するものに限る。）の用 に供する焙焼炉、焼結 炉（ペレット焼成炉を 含む。）、煨焼炉、溶鋳 炉（溶鋳用反射炉を含 む。）、転炉及び平炉（こ の表の6項②に掲げる ものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり 1 トン以上で あるもの。	30	50	Os
		②金属の精錬（金を精錬 するものに限る。）の用 に供する溶解炉（専ら 粗銀又は粗金を原料と するもの及びこしき炉 を除く。）	火格子面積が $1\text{m}^2$ 以上であるか、羽口面断面 積が $0.5\text{m}^2$ 以上であるか、バーナーの燃料の 燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上 であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。			
7	セメントの製造の用に供する 焼成炉		火格子面積が $1\text{m}^2$ 以上であるか、バーナーの 燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。	50	80 <sup>6)</sup>	10

(次ページに続く)

項 番 号	対象施設	対象規模	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )		On (%)
			新規	既存	
8	廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)	火格子面積が $2\text{m}^2$ 以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり $200\text{kg}$ 以上のもの。	30	50	12 <sup>注</sup>
9	ガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの (IGCC 施設)	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり $50\text{L}$ 以上であるもの	8	10	16
10	廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切なし	50	100	12

※項番号 5 の既設施設の排出基準について、銅の二次精錬施設は  $300\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 、鉛又は亜鉛の二次精錬施設は  $400\mu\text{g}/\text{Nm}^3$  である。

注：熱源として電気を使用する施設(別表 8 の項に含まれる廃棄物処理する製鋼用電気炉等)は標準酸素濃度補正を行わない。

(2)-2 水銀等の測定義務

水銀排出者は、当該水銀排出施設において発生する水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければならない。この結果は、水銀濃度測定記録表により記録し、その記録を3年間保存することとする。

表⑨ 測定回数

①排ガス量が1時間当たり4万Nm <sup>3</sup> 以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
②排ガス量が1時間当たり4万Nm <sup>3</sup> 未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

【測定結果の確認方法】

水銀等の排出基準は、測定結果に一定の濃度変動が内在することに留意し、対象施設において一度でも超えてはならない水準として設定するのではなく、平常時における平均的な排出状況として達成しうる水準として設定したもの。

このことから、水銀排出施設及び排出ガス処理設備が安定的に稼働しており、かつ排出ガス処理設備として水銀等の大気への排出の削減に関する利用可能な最良の技術が導入されている場合であっても、投入物の水銀含有量によっては、排出ガス中の水銀濃度が突発的に高濃度となる可能性がある。

このため、定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合は、その測定結果が平常時における平均的な排出状況を捉えたものであるかを確認するため、「再測定」を実施したうえで評価する。

(再測定について)

- 1 定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに計3回以上の再測定（試料の再採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。
- 2 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合は、定期測定の結果を得てから30日以内、それ以外は定期測定の結果を得てから60日以内に再測定の結果を得る。
- 3 排出基準を大きく超過した施設（排出基準の1.5倍を超えた施設）については、排出ガス処理設備の不具合も想定されるため、迅速に対応するべきだが、測定事業者の手配に要する時間等を考慮し、30日間以内に再測定の結果を得ること。

備 考

- 1) 新設とは、平成30年4月1日以後に設置したものをいう。
- 2) 既設とは、平成30年3月31日までに設置したもの（設置工事に着手していたものを含む。）をいう。
- 3) 水銀等の量は次式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

{

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 酸素の濃度 O<sub>n</sub>における水銀濃度（0℃、101.32kPa）（μg/Nm<sup>3</sup>）

O<sub>n</sub> 施設ごとに定める標準酸素濃度（表中 O<sub>n</sub> の欄に記載された値）（%）

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20パーセントを超える場合は、20パーセントとする。）（単位 百分率）

C<sub>s</sub> 排出ガス中の実測水銀濃度（μg/Nm<sup>3</sup>）

- 4) 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

5) 重油換算の方法

ばい煙発生施設に準じる

- 6) 石灰石中水銀含有量による特例措置（平成28年9月26日 環境省令附則第22号）

区分7のセメントの製造の用に供する施設において、主原料である石灰石の水銀含有量が、0.05mg/kg以上であつて、その低減が困難と認められる場合には、特例として、80μg/Nm<sup>3</sup>から140μg/Nm<sup>3</sup>に緩和した基準を適用する。

① 石灰石に係る経過措置の適用

石灰石中の水銀含有量を以下の手順により測定し、その値が単月において0.05mg/kg以上の場合には、測定結果及び原料とする石灰石の変更が困難な理由を明記した書面等を都道府県知事等に届け出る。

ア 施設の稼働状況や受け入れ状況に応じて、クリンカ製造ラインに投入される石灰石から1ヶ月間に複数回（上旬、中旬、下旬など）に分けて試料を採取し、粉碎・混合した後、縮分により調製し、測定用試料とする。

イ 測定用試料を「還元気化原子吸光分析法」、「加熱気化原子吸光分析法」等により分析して水銀含

有量を求め、採取月の石灰石中の水銀含有量とする。

※毎月、ア及びイにより石灰石中の水銀含有量を測定し、分析データ等の測定結果に関する資料を3年間保存し、都道府県知事等からの求めがある場合は提示する。

② 石灰石に係る経過措置の適用の解除

石灰石に係る経過措置の適用の条件を満たす水銀含有量が多い石灰石を原料に使用していた場合、施設の特性上、排出ガス中の水銀濃度が低下するまでには一定の期間を要することから、連続した4ヶ月間の石灰石中の水銀含有量がいずれも0.05mg/kg未満となった場合に、石灰石に係る経過措置を解除する。また、その場合には、事業者は速やかにその旨を都道府県知事等に届け出る。

7) 既存施設に対する排出基準の適用猶予措置

① 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大規模な構造変更（実質的な改修）をした施設には、新規施設の排出基準を適用する（環境省令附則第22号第2条第5項）。

※ここで言う実質的な改修とは、施設規模（水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの焼却能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力）を50パーセント以上増加する構造変更（ただし、水銀排出施設からの水銀排出量の増加に伴うものに限る。）をしたもの（条約第8条2(d)）。

② 既存施設において、既存の排出基準に適合させるための改修を行った場合には、既存施設における排出基準が適用される（環境省令附則第22号第2条第3項及び同条第4項）。

8) 粒子状水銀濃度の測定の省略

事業者の負担を軽減する観点から、一定の条件を満たせば、ガス状水銀の濃度をもって、全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀濃度の測定を省略する）ことができる。ただし、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要。

粒子状水銀濃度の測定を省略できる条件は、連続する3年間の間継続して、以下のいずれかを満たす場合とする（告示で定める測定法により測定することとし、定期測定で求められる測定回数以上の測定が行われている場合に限る。）。

① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限値未満

② 測定結果の年平均<sup>(注)</sup>が50 $\mu$ g/Nm<sup>3</sup>未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満

③ 測定結果の年平均<sup>(注)</sup>が50 $\mu$ g/Nm<sup>3</sup>以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 $\mu$ g/Nm<sup>3</sup>未満

(注) 連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値とする。再測定を行った場合は、再測定を行うこととなった際の定期測定の結果ではなく、当該再測定の結果（再測定を行うこととなった際の定期測定の結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値）を用いて、年平均値を算出する。

(2)-3 要排出抑制施設に係る基準

水銀排出施設以外であっても、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものを「要排出抑制施設」と位置付け、規制対象施設に準じた排出抑制取組（自主的取組）を行うこととされている（法第18条の37）。

要排出抑制施設を設置している者においては、自主管理基準の設定や、施設の新増設時における水銀等を除去する設備の設置等の排出抑制措置の実施、排出状況の測定、自主管理基準達成状況について評価・公表等を行うこととなる。

表⑩ 要排出抑制施設 別表第4の2（法施行令第10条の37関係）

区分	施設の種類
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

※製鋼の用に供する電気炉のうち、廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）又は廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設に該当する場合は、水銀排出施設（省令別表第3の3の8の項）であることに留意すること。

(3) 一般粉じんに係る基準

表⑩ 一般粉じん発生施設及び一般粉じん発生施設の構造等の管理に関する基準

区分	粉じん発生施設		一般粉じん発生施設の構造並びに使用および管理に関する基準
	種類	規模	
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</li> <li>2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</li> <li>3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</li> </ol>
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積1,000平方メートル以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれか1つ以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>3. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれか1つ以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</li> <li>3. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	<p>次の各号のいずれか1つ以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

(4) 特定粉じん（石綿、アスベスト）に係る基準

大気汚染防止法では、粉じんのうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（石綿（アスベスト））を「特定粉じん」として定めている。

アスベスト（石綿）は、天然の繊維状珪酸塩鉱物の総称で、クリソタイル、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロンドライト、トレモライトに分類される（世界保健機関（WHO、1973））。労働安全衛生法及び石綿障害予防規則による規制を受けて、平成 18 年（2006 年）10 月 1 日から建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1 重量%を超えるものが規制対象となる（平成 18 年 9 月 5 日付け環水大大発第 060905003 号、同年 10 月 1 日施行。）。

(4)-1 特定粉じん発生施設

「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるものをいう。

表⑫ 特定粉じん発生施設

区分	特定粉じん発生施設	規 模
1	解 綿 用 機 械	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。
2	混 合 機	
3	紡 織 用 機 械	
4	切 断 機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。
5	研 磨 機	
6	切 削 用 機 械	
7	破 碎 機 及 び 摩 碎 機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る）	
9	穿 孔 機	

備 考

- 1) この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。

※ 特定粉じん排出施設の敷地規制基準

工場又は事業場の敷地の境界における大気中の濃度の許容限度としての敷地規制基準は、大気中の石綿の濃度が 1 リットルにつき石綿繊維 10 本となっている。

(4)-2 建築物その他の工作物の解体等工事に係る規制

建築物及び工作物の解体等に係る労働者の石綿ばく露防止と一般環境への石綿飛散漏えい防止対策の徹底のために、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省、令和8年2月改訂）が策定され、公開されている。詳細はそちらを参照のこと。  
 環境省 HP : [https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

(4)-2-1 特定建設材料について

「特定建築材料」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものをいう。

表⑬ 特定建築材料（石綿含有建材）の種類

特定建築材料の種類	石綿含有吹付け材（レベル1）	石綿含有保温材等（レベル2）	石綿含有成形板等（レベル3）	石綿含有仕上塗材
石綿含有建材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式） ③湿式石綿含有吹付け材（石綿含有吹付けロックウール（湿式）） ④石綿含有吹付けパーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	<b>【石綿含有耐火被覆材】</b> ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第2種 <b>【石綿含有断熱材】</b> ①屋根用折板裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 <b>【石綿含有保温材】</b> ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④パーミキュライト保温材 ⑤パーライト保温材 ⑥不定形保温材（水練り保温材）	①外壁・軒天 スレートボード スレート波板 窯業系サイディング 押出成形セメント板 けい酸カルシウム板第1種 ②屋根 スレート波板 住宅屋根用化粧スレート ③内壁・天井 スレートボード スラグせっこう板 パーライト板 パルプセメント板 けい酸カルシウム板第1種 せっこうボード ロックウール吸音天井板 ソフト巾木 ④床 ビニル床タイル 長尺塩ビシート フリーアクセスフロア材 ⑤煙突 セメント円筒 ⑥その他 セメント管 ジョイントシート 繊維品、 パッキン	①建築用仕上塗材（吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは除く） ②建築用下地調整塗材※
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い

※石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用される。

#### (4)-2-2 特定粉じん排出等作業に係る作業基準

「特定粉じん排出等作業」とは、特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

##### 【政令で定めるもの】

- 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、または補修する作業

また、「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

##### 【作業基準】

###### (1) 作業計画の作成

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した作業計画を作成し、当該計画に基づき特定粉じん排出等作業を行うこと。

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第十条の四第二項各号に掲げる事項

###### (2) 掲示

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

- イ 長さ 42.0 センチメートル、幅 29.7 センチメートル以上又は長さ 29.7 センチメートル、幅 42.0 センチメートル以上であること（JIS A 列 3 番の用紙に相当）。
- ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
  - (1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、届出年月日及び届出先
  - (3) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに前号ニ及びびへに掲げる事項

###### (3) 作業の記録

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまでの間保存すること。

具体的には、集じん排気装置の稼働状況や負圧の状況、隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認結果や作業の計画に変更が生じた場合にはその変更の内容など、解体等工事に係る記録を作成する際（※法第 18 条の 23 に基づく記録）に活用するものであるため、写真や動画等も活用して記録を取っておく。

※法第 18 条の 15 に規定される事前調査に関する記録及び法第 18 条の 23 に規定される特定粉じん排出等作業の結果の記録は解体等工事が終了した日から 3 年間保存しなければならない。

###### (4) 作業が適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が（1）の作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

###### (5) 除去又は囲い込み等の完了の確認

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者（※）に当該確認を目視により行わせること。

※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者、一戸建て等石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者又は当該工事に係る石綿作業主任者

- (6) 前各号に定めるもののほか、表④に掲げるとおりとする。

表⑭ 特定粉じん排出等作業の種類ごとの作業基準

項	特定粉じん排出等作業の種類	特定粉じん排出等作業の作業基準
1	<p>特定建築材料（※）が使用されている建築物その他工作物を解体する作業のうち、吹付石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業 （次項又は5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行つた上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

(次ページに続く)

項	特定粉じん排出等作業の種類	特定粉じん排出等作業の作業基準
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、石綿含有成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。以下、「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1、3及び5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

(次ページに続く)

項	特定粉じん排出等作業の種類	特定粉じん排出等作業の作業基準
6	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物などの部分に使用されている特定建築材料の除去もしくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

(5) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設に係る排出基準

揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排気口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、次の表に掲げるとおりとする。

なお、既設の施設（平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されているものをいう。）についての排出基準は、平成 22 年 4 月 1 日から適用。

表⑮ 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

区分	種類	規模	施設	排出基準 (ppmC)
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が 1 時間当たり 3,000 立方メートル以上のもの		600
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 1 時間当たり 100,000 立方メートル以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	新設：400
			前項に掲げるもの以外のもの	既設：700
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 10,000 立方メートル以上のもの	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	700
			前項に掲げるもの以外のもの	1,000
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間当たり 5,000 立方メートル以上のもの		1,400
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 15,000 立方メートル以上のもの		1,400
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 7,000 立方メートル以上のもの		400
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 27,000 立方メートル以上のもの		700
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 平方メートル以上のもの		400
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000 キロリットル以上のもの		60,000 （当分の間、容量が 2,000 キロリットル以上のものについて適用する。）

備考

- 1) 揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物と定義されているが、浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない次の表に掲げる物質については規制対象としない。

【除外物質】

メタン	クロロジフルオロメタン (別名 HCFC-22)	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (別名 HCFC-124)	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名 HCFC-141b)
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名 HCFC-142b)	3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225ca)	1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225cb)	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee)

- 2) 使用する洗浄剤、塗料等（希釈剤を使用する場合にはその混入後）に含まれるVOCの含有率が1%以下のものは「VOCを溶剤として含有していないもの」と解される。
- 3) 区分1の施設については、VOC排出量の多い施設を規制対象とするため、VOCを溶剤（化学反応を進めるため、原材料等を溶かすのに用いる液体のことをいう）として使用する施設のみを規制対象とする。VOCを原材料として使用するのみの施設は規制対象外となる。
- 4) 区分2の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。例えば原動機付自転車の製造及び自動車の部品のみの製造に係る塗装施設は、自動車の製造の用に供するものではない。
- 5) 乾燥施設には、焼付施設も含まれる。
- 6) 区分8の面積は、洗浄槽があるものについては槽の面の面積とする。蒸気洗浄等により、洗浄剤が霧状となる施設の場合は、洗浄施設の水平部の断面積と等しい。シャワー洗浄等により、洗浄剤の液滴を当てて洗浄する施設の場合は、当該洗浄剤による被洗浄物の濡れ面の面積と等しい。
- 7) 区分9の貯蔵タンクとは、通気口（ベント口）を持つ固定屋根式のタンクをいう。
- 8) 区分9の貯蔵タンクは、VOCを使用し揮発させることを目的とした施設ではないため、高揮発性のVOCの貯蔵タンクのみ規制対象とする。揮発性の高さを示す指標である蒸気圧の要件に該当するものは、例えば石油類のうち、ガソリン、原油及びナフサの貯蔵タンクは規制対象となり、軽油、灯油及びジェット燃料の貯蔵タンクは規制対象外となる。
- 9) VOC排出施設は、独立の単位として認められるもので1施設となる。構造的に一体となっている施設は全体として1施設となる。塗装施設は、塗装ブースごとに1施設とみなす。乾燥施設は、乾燥機ごとに1施設とみなす。ただし、複数の乾燥機が構造的に一体となり、1つの乾燥ゾーンを形成している場合には、それを1施設とみなす。
- 10) VOC排出者は、当該VOC排出施設に係るVOC濃度を年1回以上測定し、その結果を記録し、3年間保存しておかなければならない。
- 11) VOCの分析には「触媒酸化-非分散型赤外線分析計（NDIR）」又は「水素炎イオン化形分析計（FID）」を使用することとし、測定されたVOC濃度は炭素数が1のVOCの濃度に換算する。（例：100ppmのベンゼン（炭素数6）は、600ppmCに相当する。）（平成17年6月10日 環境省告示61号に基づく方法）
- 12) 一施設で複数の排出口を有する場合、全ての排出口において測定する方法の他、以下のいずれかの方法をとることも可能とした。
- ① 施設の構造等から最高濃度のVOCを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口において測定する。
  - ② 各排出口からのVOC濃度を測定し、その値を以下の式のように排出ガス量で加重平均する。この場合、排出ガス量の測定は、JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に定める方法による。なお、施設の構造等から、VOC濃度を一部の排出口で代表させることができる場合には、当該排出口におけるVOC濃度を測定すればよい。

$$\text{VOC濃度の加重平均値} = \frac{C_1 \times V_1 + C_2 \times V_2 + \dots + C_n \times V_n}{V_1 + V_2 + \dots + V_n}$$

C：各排出口のVOC濃度    V：各排出口の排出ガス量    n：排出口の数

- 13) 貯蔵タンクにあつては、非常に高濃度のVOCが排出されるため、災害を防止する観点から、計算により求めたVOC濃度をもって測定に代えることができる。

2 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設・排出基準・粉じん発生施設

(1) ばい煙に係る排出基準

ア いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度とし、その算出方法は大気汚染防止法に定める方法（Ⅱの1の(1)）のとおりとする。

イ ばいじん及びばい煙有害物質（塩素、塩化水素）の排出基準

ばいじん及びばい煙有害物質（塩素、塩化水素）の排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表のばい煙発生施設についてそれぞれ排出基準の欄に掲げるとおりとする。

表⑩ 熊本県生活環境の保全等に関する条例（旧熊本県公害防止条例）に基づくばい煙発生施設及び排出基準

区分	種類	規 模	施 設	ばい煙の種類	排出基準
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であること。	重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	ばいじん	※1 0.30グラム
			前項に掲げるもの以外のもの	〃	※1 0.50グラム
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉及び電気のみを熱源とするものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下この表において同じ。）が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	溶解炉及び加熱炉	〃	0.20グラム 備考1
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉				
4	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	ばいじん	0.40グラム
			焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	0.30グラム
			熔融炉のうちるつぼ炉	〃	0.30グラム
			焼成炉及び熔融炉のうち前3項に掲げるもの以外のもの	〃	0.25グラム
5	乾燥炉		乾燥炉のうち骨材乾燥炉	〃	0.50グラム 備考1
			乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	〃	0.20グラム 備考1

(次ページに続く)

区分	種類	規模	施設	ばい煙の種類	排出基準
6	廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であるか、炉内容積が 0.5 立方メートル以上であるか、又は火床面積が 0.5 平方メートル以上であること。ただし、火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であるものを除く。	廃棄物焼却炉	ばいじん	0.50 グラム
				塩化水素	700 ミリグラム
7	オガライト炭の製造の用に供する炭化炉	全てのもの	炭化炉	ばいじん	0.60 グラム
8	化学製品及び食料品（食料品の原料を含む。）の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素（塩酸を含む。）反応施設及び塩化水素吸収施設（密閉式のものを除く。）	塩素又は塩化水素ガスを使用するものにあつては、原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム未満であること。ただし、塩酸を使用するものにあつては全てのもの。	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	塩素	30 ミリグラム
				塩化水素	80 ミリグラム
9	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず〔当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。〕を使用するものに限る。）の用に供する溶解炉	火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.25 平方メートル以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 100 キロボルトアンペア以上であり、かつ、溶解炉の容量が 1 トン未満であること。		ダイオキシン類	1 ナノグラム 備考 2

備考

- 1) 平成 12 年 12 月 31 日までに設置されている次の施設は、当分の間、下に掲げるばいじん量とする（平成 12 年 10 月 16 日 規則附則第 52 号）。

区分 2 の溶解炉のうち、アルミニウムの他金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	0.30 グラム	平成 13 年 7 月 1 日から適用
区分 5 の上段骨材乾燥炉	0.60 グラム	〃
区分 5 の下段の骨材乾燥炉以外の乾燥炉	0.35 グラム	〃

(次ページに続く)

- 2) 平成12年12月31日までに設置された区分9のアルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉のダイオキシンの排出基準は次のとおりとする（平成12年10月16日規則附則第52号）。

	平成13年12月31日まで	平成14年1月1日～ 平成15年12月31日	平成16年1月1日から 当分の間
排出基準	適用せず	20ナノグラム	5ナノグラム

- 3) ばいじんの量は次の式（熱源として電気を使用する施設、1の区分に掲げるボイラー、2の区分に掲げる溶解炉、3の区分に掲げる加熱炉、5の区分の乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉—並びに7の区分の炭化炉にあってはC=Cs）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 グラム）

O<sub>n</sub> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

4の区分	15
5の区分	16
6の区分	12

O<sub>s</sub> 排ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。）（単位 百分率）

C<sub>s</sub> 日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

- 4) ばいじんの量の測定方法は、日本産業規格Z8808に定める方法によるものとする。
- 5) この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において、1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるばいじんについては適用しない。
- 6) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
- 7) 有害物質の量（備考8に規定するものを除く。）は、塩素にあっては日本産業規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、塩化水素にあっては日本産業規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第2水銀法により測定される量として、ダイオキシン類にあってはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1項第1号イ及びロに定める方法により測定され、同令第3条に定める方法により換算された量として、それぞれ表示されたものとし、当該ばい煙有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出されるばい煙有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 8) この表の区分6に掲げる廃棄物焼却炉に係る塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

C<sub>s</sub> 日本産業規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）

※1 表⑥ 小型ボイラーに係る排出基準参照（p2-22）

(2) 粉じんに係る基準

表⑰ 熊本県生活環境の保全等に関する条例（旧熊本県公害防止条例）に基づく粉じん発生施設・構造等の管理に関する基準

	施設	規模	構造、使用及び管理に関する基準
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 330 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は次の各号のいずれか 1 つ以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>3. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
2	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 75 キロワット未満であること。ただし、炭素製品の用に供するものにあつては 7.5 キロワット以上であること。	<p>次の各号のいずれか 1 つ以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>4. 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
3	ふるい（鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 15 キロワット未満であること。ただし、炭素製品の用に供するものにあつては 3.75 キロワット以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
4	製材の用に供する帯ノコ盤及び丸ノコ盤	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であること。	<p>次の各号のいずれか 1 つ以上に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2. フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

### Ⅲ 熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱

昭和63年3月24日熊本県告示第243号  
(最終改正 令和6年3月12日熊本県告示第291号)

(目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第23条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年条例第23号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、熊本県知事が行う大気の汚染に係る緊急時の措置について、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(光化学スモッグ)

第2条 光化学オキシダントを原因として発生する光化学スモッグによる大気汚染に係る緊急時の措置については、第13条に定めるものを除き、別に定める。

(測定)

第3条 硫酸酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素(以下「大気汚染物質」という。)の大気中における含有率の一時間値(以下「濃度」という。)の算定は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)第18条の規定による。

2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局(以下「測定局」という。)によって行う。

(気象情報の収集)

第4条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

(注意報等の発令)

第5条 大気汚染物質の濃度が別表1の発令基準に達した場合であって、気象条件等から見て当該状態が継続すると認められるときは、当該欄に対応する発令呼称の欄に掲げる注意報又は警報(以下「注意報等」という。)を発令する。

2 発令地域は別表2のとおりとする。

(特定工場)

第6条 この要綱において「特定工場」とは、ばい煙発生施設(法第2条第2項又は条例第7条第2号に規定する施設をいう。)から排出される硫酸酸化物の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上となる工場又は事業場で、別表2に掲げる発令地域に立地しているものをいう。

(注意報等発令時の措置)

第7条 注意報等の発令時の措置は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、大気汚染物質の発生源が特定される場合には、当該発生源である工場又は自動車に対するいずれかの措置のみを行うことができる。

(注意報等の解除)

第8条 第5条に定める注意報等を発令した後、大気汚染物質の濃度が別表1の発令基準を下回った場合において、気象条件等から見て濃度が更に減少すると認められるときは、当該注意報等を解除し、又は変更する。

(周知等の方法)

第9条 第5条に定める発令及び前条に定める解除を行ったときは、速やかに当該地域の県民及び特定工場等に対し、次の事項をテレビ、ラジオ、インターネット、電子メール等により周知する。

- (1) 発令呼称
- (2) 発令地域
- (3) 発令(解除)時刻
- (4) 措置内容
- (5) 大気汚染の状況

2 注意報等を発令した場合は、発令地域の県民等に対して、必要に応じて屋外活動の自粛を要請する。

3 前2項の措置をとるに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。

4 硫酸酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、熊本県公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

(ばい煙量の減少計画書の提出)

第10条 特定工場に対する緊急時の措置をとるに当たっては、あらかじめばい煙量等の減少のための措置に関する計画を届け出るよう協力を求める。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

(立入検査)

第11条 硫酸酸化物に係るスモッグ第3警報、浮遊粒子状物質、一酸化炭素又は二酸化窒素に係る警報を発令したときは、特定工場が行うばい煙量の減少措置の実施状況を確認するため、その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させることができる。

(相談窓口の設置)

第12条 注意報等を発令した場合は、大気汚染物質による健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。  
(連絡会議)

第13条 緊急時の措置を円滑かつ効果的に実施するために、市町村、関係機関等で構成する熊本県大気汚染緊急時対策連絡会議を開催する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 熊本県(荒尾、熊本、八代、田浦、水俣各地区)大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和49年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成11年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 注意報等の発令基準及び措置（第5条、第7条、第8条関係）

発令呼称		発令基準	措 置
硫黄酸 化物	注意報	(1) 1測定局において、大気中の硫黄酸化物濃度の1時間値（以下「SOx値」という。）が0.1ppm以上で2時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.2ppm以上となったとき。	特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量（通常の排出量。以下同じ。）の20%削減協力要請
	スモッグ 第1警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.2ppm以上で3時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.3ppm以上で2時間以上継続したとき。 (3) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上となったとき。 (4) 1測定局においてSOx値の48時間平均値が0.15ppm以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の20%削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ 第2警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上で2時間継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値の48時間平均値が0.2ppm以上となったとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の50%削減勧告 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
	スモッグ 第3警報	(1) 1測定局においてSOx値が0.5ppm以上で3時間以上継続したとき。 (2) 1測定局においてSOx値が0.7ppm以上で2時間以上継続したとき。	(1) 特定工場に対し、排出する硫黄酸化物量の80%削減命令 (2) 特定工場以外のばい煙排出者に対し、自主的削減の協力要請
浮遊粒子状 物質	注意報	1測定局において、大気中の浮遊粒子状物質濃度の1時間値（以下「SPM値」という。）が2.0mg/m <sup>3</sup> 以上で2時間以上継続したとき	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量（通常の使用量。以下同じ。）の20%削減要請
	警報	1測定局においてSPM値が3.0mg/m <sup>3</sup> 以上で3時間以上継続したとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の40%削減命令
一酸化炭素	注意報	1測定局において、大気中的一酸化炭素濃度の1時間値（以下「CO値」という。）が30ppm以上になったとき。	自動車運行の自粛要請
	警報	1測定局においてCO値が50ppm以上になったとき。	自動車運行の自粛要請
二酸化窒素	注意報	1測定局において、大気中の二酸化窒素濃度の1時間値（以下「NO <sub>2</sub> 値」という。）が0.5ppm以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の20%削減要請
	警報	1測定局においてNO <sub>2</sub> 値が1ppm以上になったとき。	(1) 自動車運行の自粛要請 (2) 特定工場に対し、燃料使用量の40%削減命令

別表2 発令地域及び測定局等一覧（第5条、第6条関係）

発令地域	測定局	所管
荒尾市	荒尾運動公園	県
玉名市	有明保健所	県
山鹿市	山鹿保健所	県
菊池市	菊池市役所	県
熊本市	京町	熊本市
	秋津	〃
	中島	〃
	城南町	〃
	楡木	〃
	北区役所	〃
	水道町自動車排ガス測定局 神水本町自動車排ガス測定局	〃 〃
益城町	益城町保健福祉センター	県
宇土市	宇土運動公園	県
八代市	八代東高校	県
	八代八千把	〃
	八代自動車排ガス測定局	〃
芦北町	小田浦	県
水俣市	水俣保健所	県
人吉市	人吉保健所	県
天草市	天草保健所	県
	五和手野	〃
	天草高浜	〃
	本渡宮地岳	九電
	天草下田	〃
	新和小宮地	〃
	河浦	〃
苓北町	苓北富岡	県
	苓北坂瀬川	九電
	苓北都呂々	〃
	苓北木場	〃

備考

九電は、九州電力株式会社を表す。



## IV 熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項

平成20年3月31日熊本県告示第280号

(目的)

第1条 この要項は熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、熊本県知事が行う光化学スモッグに係る緊急時の措置について、その円滑かつ効果的な実施を図り、県民等の健康被害を未然に防止するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(測定)

第2条 光化学オキシダントの大気中における含有率の1時間値(以下「濃度」という。)の算定は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)第18条の規定による。

2 前項の算定は、県内に設置されている大気汚染常時監視測定局(以下「測定局」という。)又は大気環境測定車によって行う。

(気象情報の収集)

第3条 緊急時の措置に関し必要な気象情報は、熊本地方気象台等から収集する。

(特定工場)

第4条 この要項において「特定工場」とは、別表1に掲げる工場又は事業場をいう。

(注意報等の発令)

第5条 光化学オキシダントの濃度が別表2の発令基準に達し、気象条件等から見て当該状態が継続すると認められるときは、当該欄に対応する発令呼称の欄に掲げる予報、注意報、警報又は重大警報(以下「注意報等」という。)を発令する。

2 発令地域は別表3のとおりとする。

(注意報等発令時の措置)

第6条 注意報等の発令時の措置は、別表2に掲げるとおりとする。

(注意報等の解除)

第7条 第5条に定める注意報等を発令した後、光化学オキシダントの濃度が別表2の発令基準を下回り、細則に定める要件に該当した場合において、気象条件等から見て濃度が更に減少すると認められるときは、当該注意報等を解除し、又は変更する。

(周知等の方法)

第8条 予報の発令又は解除は、別表2の周知対象に対して、次の事項をファクシミリ、電子メール等により速やかに周知することによって行う。

- (1) 発令呼称
- (2) 発令地域
- (3) 発令(解除)時刻
- (4) 措置内容
- (5) 大気汚染の状況

2 注意報等(予報を除く。)の発令又は解除は、別表2の周知対象に対して、前項各号に掲げる事項をテレビ、ラジオ、インターネット、ファクシミリ、電子メール等により速やかに周知することによって行う。

3 前項の周知を行うに当たっては、関係市町村長及び報道機関等に対し、必要な協力を求める。

4 光化学スモッグ重大警報を発令したときは、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては、熊本県公安委員会に対し道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

(削減措置及び報告)

第9条 特定工場に対する緊急時の措置をとるにあたっては、あらかじめ燃料使用量等の削減措置に関する計画(以下「削減計画」という。)を届け出るよう協力を求める。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

2 特定工場が削減計画に基づき削減措置を実施したときは、直ちに連絡するよう求める。

3 緊急時の措置を解除したときは、特定工場に速やかに削減実施報告書を提出するよう求める。

(立入検査)

第10条 光化学スモッグ重大警報の発令時においては、特定工場が行う削減措置の実施状況を確認するため、その職員に、特定工場に立ち入りばい煙発生施設その他の物件を検査させることができる。

(相談窓口の設置)

第11条 注意報等を発令した場合は、光化学スモッグによる健康被害の状況等を把握するため、相談窓口を設置する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、緊急時の措置の実施に関し必要な事項は細則に定める。

附 則

この要項は平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 5 日告示第 791 号)  
 この要項は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する

附 則(平成 20 年 5 月 19 日告示第 487 号)  
 この要項は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する

附 則(平成 22 年 3 月 19 日告示第 281 号)  
 この要項は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する

附 則(平成 24 年 3 月 6 日告示第 248 号)  
 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

附 則(平成 27 年 2 月 24 日告示第 160 号)  
 この要項は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する

附 則(平成 31 年 (2019 年) 3 月 19 日告示第 239 号)  
 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則(令和 3 年 (2021 年) 6 月 25 日告示第 573 号)  
 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

附 則(令和 5 年 (2023 年) 3 月 10 日告示第 167 号)  
 この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則(令和 6 年 (2024 年) 3 月 12 日告示第 292 号)  
 この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則(令和 7 年 (2025 年) 3 月 14 日告示第 176 号)  
 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

附 則(令和 8 年 (2026 年) 3 月 3 日告示第 177 号)  
 この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する

別表 1 (第 4 条関係)

ばい煙に係る特定工場	ばい煙発生施設から排出される湿りガス量の総排出量が、定格能力において、温度が摂氏零度であって圧力が 1 気圧の状態に換算して毎時 4 万立方メートル以上となる工場又は事業場
揮発性有機化合物 (以下「VOC」という。)に係る特定工場	VOC 排出施設が設置されている工場又は事業場

備 考

- 1) ばい煙発生施設は、法第 2 条第 2 項及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第 7 条第 2 項に規定するばい煙発生施設をいう。
- 2) VOC 排出施設は、法第 2 条第 5 項に規定する VOC 排出施設をいう。

別表 2(第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条関係)

発令呼称	発令基準	周知対象	措置
光化学スモッグ予報	大気中の光化学オキシダント濃度の 1 時間値(以下「1 時間値」という。)が 0.1ppm 以上となり、0.12ppm に達するおそれがある場合	市町村、関係機関、特定工場及び報道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係機関に、注意報の発令に備えた準備を要請</li> <li>・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量(通常量。以下同じ。)及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量の削減準備を要請</li> </ul>
光化学スモッグ注意報	1 時間値が 0.12ppm 以上になった場合	市町村、関係機関、特定工場、報道及び県民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請</li> <li>・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量を削減するよう協力を要請</li> </ul>
光化学スモッグ警報	1 時間値が 0.24ppm 以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請</li> <li>・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量を原則として 20%削減するよう勧告</li> </ul>
光化学スモッグ重大警報	1 時間値が 0.4ppm 以上になった場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外活動の自粛及び自動車運行の自粛を要請</li> <li>・ばい煙に係る特定工場の燃料使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量及び VOC に係る特定工場の VOC 排出量を原則として 40%削減するよう命令</li> </ul>

備考 関係機関については細則に定める。

別表3（第5条関係）

測定局	発令地域	発令地域の範囲
荒尾運動公園	荒尾・南関・長洲・和水地域	荒尾市、南関町、長洲町、和水町
有明保健所	玉名・玉東地域	玉名市、玉東町
山鹿保健所	山鹿市地域	山鹿市
菊池市役所 大津町引水	菊池地域	菊池市、合志市、大津町
阿蘇保健所	阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
京町 秋津 北区役所 楡木	熊本市中央・東・北区 区・菊陽地域	熊本市中央区、熊本市東区、熊本市北区、菊陽町
中島 城南町	熊本市西・南区・嘉島地 域	熊本市西区、熊本市南区、嘉島町
益城町保健福祉 センター	西原・益城地域	西原村、益城町
宇土運動公園	宇土・宇城地域	宇土市、宇城市
甲佐町岩下	上益城・美里地域	御船町、甲佐町、山都町、美里町
八代東高校	八代・氷川地域	八代市、氷川町
小田浦	芦北町地域	芦北町
水俣保健所	水俣・津奈木地域	水俣市、津奈木町
人吉保健所	人吉・球磨地域	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、 五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
上天草市合津	上天草市地域	上天草市
天草保健所 河浦 苓北富岡 苓北木場	天草・苓北地域	天草市、苓北町

## V PM2.5（微小粒子状物質）に係る暫定的な対応方針

### 1 注意喚起を行う判断の目安及び公表時間

次により、当日のPM2.5濃度が国の示した暫定指針値（日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予測又は継続する可能性があるかと判断する。

#### (1) 当日午前5時から7時までの1時間値の情報による注意喚起

<判断方法>原則として、地域内の当日5時、6時、7時の1時間値の3時間平均値が2局以上で  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過した場合とする。

<判断及び公表時間>

午前7時に判断し、午前8時までに県が注意喚起の「お知らせ」を公表し伝達する。

#### (2) 現在情報による注意喚起

<判断方法>原則として、地域内の当日午前1時から各時間帯までの1時間値の平均値が1局でも  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過した場合とする。

<判断及び公表時間>

午前6時から午後7時までの各時間帯で判断し、迅速に県が注意喚起の「お知らせ」を公表し伝達する。

※ 地域内で既に注意喚起を行っている場合、追加の注意喚起は行わない。

### 2 注意喚起の地域区分

地域は、観測局の配置を基に県内を次の4つに区分する。

地域区分	測定局	地域の範囲
県北地域	荒尾運動公園、有明保健所、山鹿保健所、菊池市役所、大津町引水、阿蘇保健所	荒尾市、玉名市、南関町、長洲町、和水町、玉東町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
県央地域	熊本市〔中島、神水自排、京町、水道町自排、秋津、城南町、北区役所、楡木〕、益城町保健福祉センター、宇土運動公園、甲佐町岩下	熊本市、宇土市、宇城市、西原村、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町、美里町
県南地域	八代東高校、八代自排、水俣保健所、人吉保健所	八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
天草地域	天草高浜、苓北富岡、上天草合津	天草市、上天草市、苓北町

### 3 注意喚起の解除

地域内の全ての局の1時間値が2時間連続して  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  未満となった時に行う。

ただし、地域内で午前1時から各時間帯までの平均値が1局でも  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過している場合は引き続き注意喚起を継続する。

※ 注意喚起の解除情報は、午後7時までの観測値で判断し、随時、迅速に行う。

それ以降は翌日午前0時をもって自動的に解除とする。

#### 4 周知の対象範囲

原則、地域内の県民とする。

#### 5 注意喚起の周知方法

- ・ 市町村、関係機関（県関係機関及び保健所、気象庁、九州地方環境事務所）、報道機関等に対し、大気環境情報メール及びFAXにより情報を提供し、一般への周知を図る。
- ・ 一般向け大気環境情報メールにより情報を提供（配信）する。
- ・ 県のホームページに情報を公表する。

#### 6 注意喚起の周知内容

一日あたりのPM2.5濃度の値が暫定指針値（日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過する可能性があります。

暫定指針値を超過しても、すべての人に必ず健康影響が生ずるものではありませんが、次の対応措置を目安に行動してください。

- ・ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことは有効です。
- ・ 外出時はマスクを適切に着用することは有効です。
- ・ 外気の屋内への侵入を少なくするため、換気や窓の開閉を必要最小限にすることは有効です。

呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢者等は、より影響を受けやすいので、体調の変化に注意して行動するようにしてください。

#### 7 注意喚起解除の周知内容

現在のPM2.5濃度の値が暫定指針値（日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）未満になりましたので、注意喚起を解除します。

#### 8 新たな知見が得られた場合の措置

この対応方針は、暫定的なものであり、新たな知見が得られた場合は、速やかに見直しを行うこととする。

#### 9 改訂履歴

平成25年9月20日 運用開始

平成27年3月2日 改訂

令和3年4月1日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改訂

令和6年4月1日 改訂

## VI 特定特殊自動車排出ガスの規制等

### 1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（通称：オフロード法）の概要

オフロード車の排出ガスによる大気汚染の防止を目的とし、オフロード車に対して排出ガス規制を設け、メーカーは排出ガス規制に適合した車両を製造・販売し、使用者は、排出ガス規制に適合した車両を使用することで、排出ガス抑制に必要な取り組みを行う。

平成 29 年 4 月 1 日より、特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等の一部権限が国から都道府県に移譲され、下表の技術基準に適合しているかどうか検査することができる。

### 2 特定特殊自動車技術基準

#### ○排出ガス基準

種別	2006 年基準
ガソリン・LPG (出力 19kW 以上 56kW 未満)	[CO] 1% [HC] 500ppm

種別（出力帯別）		2006 年基準 黒煙（光吸収係数）	2011 年基準 黒煙（光吸収係数）	2014 年基準 光吸収係数
軽油	19kW 以上 37kW 未満	40% (1.62m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	0.50m <sup>-1</sup>
	37kW 以上 56kW 未満	35% (1.27m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	0.50m <sup>-1</sup>
	56kW 以上 75kW 未満	30% (1.01m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	0.50m <sup>-1</sup>
	75kW 以上 130kW 未満	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	0.50m <sup>-1</sup>
	130kW 以上 560kW 未満	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	0.50m <sup>-1</sup>

#### ○少数特例基準

種別（出力帯別）		少数特例 2006 年基準 黒煙（光吸収係数）	少数特例 2011 年基準 黒煙（光吸収係数）
軽油	19kW 以上 37kW 未満	40% (1.62m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )
	37kW 以上 56kW 未満	35% (1.27m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )
	56kW 以上 75kW 未満	30% (1.01m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )
	75kW 以上 130kW 未満	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )
	130kW 以上 560kW 未満	25% (0.80m <sup>-1</sup> )	25% (0.80m <sup>-1</sup> )

備考 1) 2006 年基準及び 2011 年基準においては、光吸収係数の値を超えないときは、黒煙濃度が基準を超えないものとみなす。ただし、基準違反の有無は黒煙濃度の結果で判断する。

2) 少数特例基準とは、生産台数の少ない車両として少数特例承認を受けた特定特殊自動車（法第 12 条第 3 項）に係る基準のことをいう。

3) 特定特殊自動車は、技術適合表示を付することができる（法第 12 条）。

※技術適合表示の例

